

# 和寒町 暴力団排除の 推進に関する条例

和寒町は、社会全体で暴力団の排除を推進し、町民の安全で安心な生活の確保や地域経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした、「和寒町暴力団排除の推進に関する条例」を制定しています。(平成26年1月1日施行)



## 暴力団排除活動の基本

交際しない

恐れない

資金を提供しない

利用しない

## ■ 暴力団に関する相談窓口 ■

旭川方面士別警察署 士別市東5条5丁目1番地  
TEL: 0165-23-0110

北海道暴力追放センター旭川支局 旭川市6条通10丁目左10号  
TEL: 0166-26-5982

## 和寒町

和寒町役場総務課 和寒町字西町120番地 TEL 0165-32-2421